

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年一月二十六日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭 殿



## 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する質問主意書

平成二十六年版犯罪白書によると、強姦の認知件数は、平成二十三年は千百九十三件、平成二十四年は千二百六十五件、平成二十五年は千四百九件と年々増加している。性犯罪の被害者は心に大きな傷を負うとともに、PTSDや鬱病など心の問題を抱え、長期間にわたって苦しんでいる方も少なくない。被害の深刻化を防止し、被害者の回復を支えるためには、被害直後から医療的支援と心理的支援のほか法的支援など総合的な支援を行うワンストップ支援センターの設置促進が不可欠である。

第三次男女共同参画基本計画（平成二十二年十二月閣議決定）及び第二次犯罪被害者等基本計画（平成二十三年三月閣議決定）において、「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター」の設置を促進することが明記されているほか、平成二十六年七月一日には、性暴力救援センター・大阪（SACHICO）等から、全国に「病院拠点型」のワンストップ支援センターの設置を求める予算要望書（以下「要望書」という。）が提出されている。

右の点を踏まえ、以下質問する。

- 一 平成二十七年度予算案における性犯罪被害者支援のための予算額及びワンストップ支援センターの設置

を促進するために活用できる予算額をそれぞれ示されたい。また、その具体的な取組内容を併せて明らかにされたい。

二 要望書において、既存のワンストップ支援センターの財政状況が極めて厳しい状況にあることが指摘されている。既存のワンストップ支援センターに対する財政的な支援に関する取組の現状、今後の取組方針及び支援の必要性について、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。